

区長報告第五号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十九条第一項の規定に基づき、平成二十四年度港区一般会計補正予算（第三号）を平成二十四年十一月十六日次のとおり処分したので、同法同条第三項の規定に基づき報告し、その承認を求めらる。

平成二十四年十一月二十八日

港区長 武井雅昭

平成 2 4 年度

港区一般会計補正予算（第 3 号）

## 平成24年度港区一般会計補正予算（第3号）

平成24年度港区の一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49,608千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104,130,025千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成24年11月16日専決

港 区 長 武 井 雅 昭

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 都支出金		4,340,717	49,608	4,390,325
	3 都委託金	815,614	49,608	865,222
歳入合計		104,080,417	49,608	104,130,025

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		19,723,856	49,608	19,773,464
	4 選挙費	256,050	49,608	305,658
歳出合計		104,080,417	49,608	104,130,025